

賃金の支払いについて（労働者からの相談）

【質問】

わたしの会社の給料日は毎月 10 日です。最近 3 カ月、給料日が過ぎても給料の支払いがありません。社長に聞くと経営が苦しくお金がないのでもう少し待ってと言うばかりです。このまま給料が支払われないと生活に困ります。会社を退職しようかとも思っていますが、**未払い賃金を支払ってもらうにはどうしたらよいでしょうか。**

【答え】

労働基準法 24 条では、使用者は労働者に労働の対価としての賃金を

- ①通貨で ②直接労働者に ③全額を
④毎月 1 回以上 ⑤一定期日に支払う ように義務付けています。

まずは、**会社に支払い義務があることを伝えて、未払い賃金の支払いを求めてください。**

会社が支払いに応じてくれない場合には次の方法があります。

本人による請求と是正申告

◆内容証明郵便による請求

未払い賃金額と支払期日などを書面に書いて、配達証明付き内容証明郵便で請求する。支払いがない場合に法的手段を取る意思があれば、その旨を記述しておきましょう。

◆労働基準監督署へ是正の申告

賃金未払いは、労働基準法 24 条に違反するので労働基準監督署へ申告する（労働基準法第 104 条）。給与明細書や賃金額や支払い状況がわかる書類（給料が口座振り込みの場合は銀行の通帳など）を持参し相談する。

紛争調整機関の利用

◆^{あつせん}斡旋・・・当事者の間に公平・中立な第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度。

労働局（紛争調整委員会）、鳥取県労働委員会（個別労使紛争解決支援センター）

裁判所の利用

◆労働審判

当事者と裁判官・労働審判員による話し合いを基調とし、3 回以内で解決を図る。

◆支払督促

書類審査のみで支払督促を発する手続き。相手側の異議申し立てにより通常訴訟へ移行。

◆少額訴訟

60 万円以下の金銭の支払いを求める訴えで、1 回の審理で解決を図る。

相手側の異議申し立てにより通常訴訟へ移行

【ワンポイントアドバイス】

- 賃金の請求権は 2 年間、退職金の請求権は 5 年間です。請求しないと時効によって請求権は消滅します。（労働基準法第 115 条）
- 賃金の支払い関係を明確にするため、労働条件通知書・就業規則・賃金規定・タイムカード・業務記録など請求の根拠となるものを入手しておきましょう。
- タイムカードが無い場合は時間や主な業務など勤務記録を自分で残しておきましょう。